

## 会 議 録

審議会等名	第5回川西市補助金等審議会		
事務局 (担当課)	企画財政部 政策推進室 行財政改革課 内線(2112)		
開催日時	平成20年8月18日(月) 18時33分～20時31分		
開催場所	川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	井本 洋 土山 希美枝 中井 和久 中川 幾郎 中谷 一彦 渡部 尚史	
	事務局	企画財政部長、政策推進室長、政策推進室行財政改革課長、 政策推進室行財政改革課長補佐、政策推進室行財政改革課主査、 政策推進室行財政改革課主任	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	7人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) アンケート結果について (2) 補助金のあり方について (3) その他		
会議結果	(別紙審議経過のとおり)		

## 審議経過

発言者	発言内容
会長	<p>それでは、予定の時間がまいりましたので、開会させていただきます。</p> <p>最初に事務局さんから、本日の委員の出席状況と傍聴人さん等についてのご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局より、本日の委員の出欠を報告させていただきます。</p> <p>本日の委員につきましては、現在5名でございますが、副会長につきましては、若干遅れるというご連絡をいただいております。5名ということになっておりますので、会議の方は成立しているということをご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の当審議会に傍聴される方につきましては、7名となっております。傍聴人におかれましては、審議の進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい、わかりました。</p> <p>本日の審議会が成立しているというご報告をいただきました。</p> <p>傍聴人の皆様におかれましては、傍聴要領にご遵守いただき、審議会の進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議につきましては、おおむね2時間とさせていただきます。その時間の範囲内で熱心なご討議をお願いしたいと存じます。</p> <p>早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議題1のアンケートの結果について、事務局さんよりご報告いただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、資料1アンケート調査結果の報告をさせていただきます。</p> <p>アンケート調査を実施しました期間につきましては7月16日から8月11日まで、49団体にアンケートを送付いたしました。回答をいただいた団体数が41団体となっております。</p> <p>それでは、まずQ1ですが、団体の決算書に明記されている市の補助金。これが1つか2つ以上かというかという形で集計させていただいております。1つが28団体、2つ以上が13団体。</p> <p>Q2につきましては、この13団体からの回答を集計させていただいております。1つの補助金しか受けておらない団体でも、Q2に回答をいただいているケースがございましたが、その場合はQ3の集計にしております。また、そこでいただいている理由につきましては、Q6の意見の方に集約させていただいております。</p> <p>ですので、Q2につきましてはQ1の方で2つ以上と回答をいただいている13団体の回答を集計しているものという形になっております。</p> <p>そのQ2についてですが、コミュニティ活動補助金との統合につきましては、以下のとおり可、不可という形で回答を入れております。</p> <p>この傾向につきましては、ジョイフル・フレンド・クラブとコミュニティ推進協議会が、主に小学校区ごとに組織されていることから、統合可能だという</p>

回答をいただいている傾向がございます。

福祉デザインひろばにつきましては、実施主体が地区福祉委員会、この地区福祉委員会というものは社会福祉協議会の組織の中にあるんですが、このため、コミュニティ推進協議会とは会計を別にしている団体が多く、回答数の方は少ないんですけども、同会計としている場合につきましては、現時点では統合不可と回答している団体でも、最終的には可能と思われるような理由になっております。

その理由が、理由の3段目でございます。可がジョイフル、不可が福祉と防災という形で回答しておられる団体なんですが、ここにつきましては、当面統合しない方がよいと考えるという回答がここに出ております。

次に、福祉デザインひろばづくり事業補助金との統合についての回答ですが、ここの回答の傾向といたしまして、子育て支援につきましては、福祉デザインひろばとジョイフル・フレンド・クラブの2団体で協力して実施されているケースがございます。そのため、そこから統合を可能とする意見が2団体ございます。

なお、ここで福祉デザインひろばとコミュニティもしくはジョイフルと統合可能だといった団体につきましては、全く同じ団体から回答が出ております。

次に、ジョイフル・フレンド・クラブとの統合についてですが、ここでジョイフル・フレンド・クラブとコミュニティ組織活動補助金の統合は可能だった6団体。これにつきましては、すべてコミュニティ推進協議会と同じ会計で実施されております。

なお、同会計、全く同じ会計にされておられながら、コミュニティとの統合を不可とした団体がございます。これは1ページの方のコミュニティの統合というところになるんですが、その団体につきましてはこの欄には回答されておりません。また、青少年市民会議との統合につきましては、中学校区と小学校区を対象にとっているという事例があることから、Q6の回答において、対象地区の整理を前提とされている団体もございます。

次に、青少年育成市民会議との統合ですが、ここにつきましてはジョイフル・フレンド・クラブと同会計で実施されている団体すべてが統合可能と回答をされております。

次に、Q3に移ります。

ここでは、Q1で選択した補助金だけでなく、その他の補助金であっても、統合が可能とお考えの補助金があれば教えてくださいという質問をしてるんですが、ここで、先ほど申しました補助金を1つしか受けておられなくても、Q2で回答をいただいたケースを集計しております。その関係で可と一部可というふうな形の回答になっております。

ここの傾向ですが、統合を可とする回答がコミュニティ推進協議会から多く寄せられておりました。次に多いのがジョイフル・フレンド・クラブからでありまして、この2団体が、特に異なる会計である場合も非常に協力関係にあると推察されます。

また、福祉デザインひろばとの統合を可とする回答が少ないんですが、これ

	<p>は福祉デザインひろばづくり事業補助金が、他の補助金と比べて事業開始からの経過年数が短いことや、実施主体が地区福祉委員会で、コミュニティ推進協議会の福祉部会となっているケースであっても、別会計・別組織としている団体が多いためと考えられます。</p> <p>次にQ4で、負担金や補助金を支出しているケースについて回答をいただいております。</p> <p>ここで、コミュニティ推進協議会からの回答では、地区福祉委員会というものがございしますが、これが恐らく福祉デザインひろばの部分だと思います。</p> <p>また、小学校区青少年育成委員会。これは福祉デザインひろばでも青少年育成委員会という形で出ておるんですが、ここにつきましては恐らく青少年育成市民会議を実施されている委員会ではないかというふうに推察されます。</p> <p>以下、ジョイフル・フレンド・クラブ、青少年育成市民会議という形で回答を得ております。</p> <p>なお、Q5、6につきましては、自由意見になっておりますので、説明を省略させていただきます。この中の文章表現についてですが、極力回答をいただいたまま、そのまま原文をコピーしておるというふうに考えていただいて結構です。中に漢字表記であったりするところを直している部分がありますが、ほぼ原文どおりというふうにご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>このアンケート結果については、事前に各委員には配られていたんですよ。まあ郵送で。</p>
事務局 会長	<p>はい、そうです。</p> <p>だから、委員の皆さんにおかれましては、一応お目通しをいただいているということよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>それでは、今の資料1に関する説明につきまして、各委員からご質問なりご意見等を賜りたいと存じますが、順番にご意見を賜りたいと存じます。</p> <p>割合回答が多かったというような感じを受けるんです。回答率が84%ですから、これは自分の仕事だから、それだけ意識が高かったのかもわかりませんが、</p> <p>今説明してもらいましたように、コミュニティ組織活動補助金とジョイフル・フレンド・クラブの統合については、ほぼ問題がないというような回答を得ておりますし、それから福祉デザインひろばについても、地区福祉委員会との関連が、社協との関連がありますけども、まあ一応統合しようと思ったら統合できるというような感触を受けましたし、それから青少年育成市民会議の補助金についてもこれは、青少年育成市民会議というのは中学校の生徒が荒れた時期につくられたものですから、ちょっと特殊な意義等があるわけですけども、これも一応統合をやろうと思えば、できるというような感触を受けております。</p> <p>防災資機材等活動事業補助金については、ちょっと異質な感じがして、何かこれだけはあんまり賛同を得ていないような感じがいたします。</p> <p>そういった感じは受けたんですが、ジョイフル・フレンド・クラブっていう</p>

のは、3年前の平成17年の予算のときには消えてなくなりつつあったわけですね。これは、県の方がジョイフル・フレンド・クラブをやめると言うたものだから、セットになっていた市の方もやめると言う表明をして、それで後で議員さんの、もう猛烈な巻き返しがあって、これ復活したというような事情があるわけですが、そういういきさつはあったとしても、このジョイフル・フレンド・クラブを無くすというんじゃなくして、どっかへ統合するということは、ちっとも問題にはならないというような感じはいたしております。

それから、青少年育成市民会議というのは、さっきちょっと特殊ないきさつがあってできたわけですが、これは地域の範囲がちょっと違うんですね。中学校区を単位としています。それで、実際それに応じて中学校、その傘下の小学校なんか協力し合ってパトロール活動をやっておるところもありますし、これはこれなりの意味合いがあるわけですが、そういう中学校区であるということと、コミュニティが小学校区であるという、そういうそこらの垣根をどう外すかという問題があると思いますね。

それから、感じはそんな感じなんですけど、ちょっと質問をしたいんですが、回答のとこの下の理由のところ、理由の一番上ですね。不可として、(防災)って書いてるんですが、これ防災で間違いはないんですか。

これ、中に書いておるのは、どうもコミュニティの協議会のことが書いておるような感じがするんですが。「コミュニティ協議会は、これらの団体と連携を深め、対話と合意による住みよい地域づくりを目的として、小学校区内のこれらの団体を網羅した協議会で、各個別の団体に替わって、事業活動を行う協議会ではないので、統合はなじまないものとする」と。これはコミュニティ協議会からの話ですわね。

それで、その下も「備品購入補助」という、これは各コミュニティにあるわけですが、一つは設備等整備事業助成金というのがあって、これは市単独でやっておるわけですが、金額は、たしか私の記憶に間違いがないとすれば、23万7,000円が限度だったと。結局、購入資金の2分の1補助ですから、その倍の購入ができるということで、そういう助成金があって、それがコミュニティの成立順に毎年1コミュニティずつ、これを支給されることになっておるわけですね。

それでもう一つあるのは、自治総合センター助成金というのがあって、これは通称宝くじと言うてますが、これがかなり大きな金額で、これも順番に、1年度について1コミュニティという順番で流れていくと。

これはその2つを同時に受けることはできないという原則があって、もし重なるようなことがあったら、飛ばしていくというようなルールが会長間で申し合わせで決められております。

で、そういったのを指しておるんじゃないかと。「年一コミュニティ持廻り補助」であると、これは省略して書いておるんでわかりにくいかわからんですが、1年度につき1コミュニティの持ち回り補助であるという意味ですね。

だから、「統合はなじまない」と。これはどうして結びつくんだろうかと。コミュニティのことばかり考えてるわけですね、これ。書いているわけですが

	<p>わ。</p> <p>不可となつて、(防災) って、この (防災) が、どうしてもわからない。この (防災) のことは書いてないんじゃないかと。</p> <p>防災も備品補助助成金があります。これは年5万円だと思いますが、それは別に持ち回りでも何でもなし、だからこの「不可 (防災)」って書いてるのと、説明の文章がちょっと食い違っておるんじゃないかというふうに思います。そこらをちょっと。今、わからんかわかりませんが、後でも教えていただきたいと思います。</p> <p>ここの防災資機材かどうかいうとこなんです、まず市の方の補助制度といたしまして、この備品購入に係るもの、もうすべてコミュニティ組織活動補助金の中にメニューとして入れ込んでいるという状況になっております。実態は今、委員がおっしゃったとおりなんです、その関係で事務局として集計するときに、この備品購入に係る補助金を防災資機材の方に入れ込んだというのが実態でございます。</p> <p>ですから、確かに委員がおっしゃったとおり、そういう意味で、ある地区のコミュニティの方からの回答だったんですが、委員の意図でもし書かれたとすれば、これは防災資機材には当たらないというふうには思います。</p> <p>ただ、集計する段階では、ここの部分というのは、こういう書き方をしている部分は防災資機材の方で集計させていただいています。</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
会長 委員 会長	<p>ちょっと私も、これわかりにくかったんで、委員の質問でよくわかりました。それじゃあ、よろしいですか、ご意見は。次どうぞ。</p>
委員	<p>まだ自分の考えをきっちりまとめるところまでいってないというのが正直なところですが、要するに数字を見て客観的に言えるのは、誰しも感じるころだと思いますけども、Q2で見るコミュニティとジョイフルの関係で、やっぱりこの6という数字は、やっぱり大きいと思いますね。コミュニティ推進協とジョイフルのクラブは、主に小学校区ごとに組織されていることから、統合可能とする傾向が強いというのは、数字的にも一つの統合ということで合理性があるんじゃないかと思います。</p> <p>それから、数字的にダントツで抜けておるところを見ますと、2ページのジョイフルとコミュニティ。これも6ですから、数字的にダントツで抜けていますねえ。コミュニティの補助金とこの統合可能と書いてきた6団体は、それぞれコミュニティ推進協議会と同会計で実施されていると。これも数字的にはほぼ可能な数字だと思います。</p> <p>それから3番目に、青少年とジョイフルですね。これが4という数字が出ています。これも青少年とジョイフルが同会計で実施している団体すべてが統合可と。これは第三者的に統合可能な数字ということで、だれが見ても、一応言えるんじゃないかと思います。</p> <p>それから、あとの補助金に対する関係で、特にいろいろQ5でありますけれども、アンケートの質問ですね。ここでもいろいろ議論になりましたけども、</p>

<p>会長</p>	<p>質問の意図がわかりにくいという、確かに書き方、取り方は難しいと思いますけども、いろいろな受けとめ方があるなど。それで、一番強く出ているのは減額への警戒感が強いなという感じを印象的に受けました。</p> <p>それからもう一つは、金をもらうため、金をもらった後の事務処理、手続が非常に煩雑でややこしいという意見が共通して出ているのではないかと。</p> <p>今感じたことは、そういうところぐらいです。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>数が多いところよりも、私は不可の方が気になりまして、こういう会計処理の問題があるんかもしれませんけれども、例えばコミュニティとジョイフルにつきましては、一定言えるんですけどね。これ、可が6で不可が2になると、次のページでジョイフルとコミュニティについては、これ不可が0なんで、2が0になってますので、偏って、どっちが統合するかというので、これは違うかもわからないので、これが非常に気になったと。</p> <p>統合の可能性はある、高いは、補助金はあると思うんですけども、むしろ反対の意見があったときに、この反対意見が、十分取り上げる意味があるんかどうかというのは考えて、それで会計の調整なりで不可が可に変わるんでしたら、それは十分統合を検討したいと思ってるんです。</p> <p>あと、アンケートの自由記載のところで気になりましたのは、これ、団体に対して補助するか、やってる事業に補助をするのかという問題があって、まあ団体とすれば、多分団体自体に補助してもらったり、何か使い道を自由にある程度してもらった方が、都合がいいんだろうとは思うんですけど、こういう団体の数を全体に補助するんか、その団体の特定のとか、特定の活動に補助をするんかっていう問題があると思います。</p> <p>それから、先ほど言われましたように、委員が言われてましたように、負担軽減の意見があるんですけど、これは補助金の額とも関係してるんかなと。たくさんもらえば、少々の事務の負担は我慢できるんかもわからないし、余り額が少ないと、ちょっと事務負担が物すごく総体的に重く感じるかもわからないという、ちょっと感じました、それはね。</p> <p>ちょっと組織でどういう活動されているのか、私、土地カンとかがありませんので、その点はちょっとアンケートを読みまして、非常に実感がわかなくて、ある程度理解が足らんとところがあると思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。私もようわかります、お気持ちは。</p> <p>それでは、順番にもうとつとつといきましょう。はい。</p>
<p>委員</p>	<p>もう各委員さん方が、このことについておっしゃっていただきましたので、大体私も同感でございます。</p> <p>ただ、私、もっと不可という意見が多いのかと思っておったんですけども、総論としては、各団体の皆さん方、非常に前向きというたらおかしいですけども、統合につきまして前向きにご検討してもらっている点が多々あるなどと思って、我々のアンケートの趣旨もご理解してもらえたのかなと個人的に思いまし</p>

	<p>た。</p> <p>ただ、この場合、総論賛成、各論反対ということは、これも具体的に切り込んでいく場合は、また違った反応が出てくるかと思いますが、フリー意見は別にいたしまして、Q 1 から 4 までにつきましては、統合について、非常に前向きに各団体、真剣に考えてもらえたなという、そんな考えを持っております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ところで、委員が今おっしゃった団体補助なのか活動補助なのかというご趣旨は団体に対する事業活動補助金なのか、運営補助金なのかという、そういうご趣旨ですよね。</p>
委員	<p>これは、アンケートを読みましたら、要するに 5 ページの 2 つ目の意見なんです、5 ページ目の。</p> <p>団体としてもらって、中で使い道を自分で決めたいという意図が、どうもあるのかなと。その方が、したがっていいですよ。活動ごとに決めてしますと、もう流用しにくい。これ、補助金の議論でよく出てくる。</p>
会長	<p>つまり、事業活動補助金であることは間違いないにしても、事業活動内容を余り区切って細かく指定しない方がいいんじゃないかと。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>使い勝手がいい補助金に、やっぱりしていった方がいいんじゃないかというふうに懸念を感じたということですかね。</p>
委員	<p>ただ、余り使い道を限定しないで出すと、流用っていう問題が出て、出す側としたら、非常に困るという。規定をつくるというのは当然のことだろうと。もらう側としたら逆の発想。生かしてもらいたいというね。</p>
会長	<p>これは補助金を統合する上は、使い勝手のええ補助金に持っていくというのが、当然の趣旨であろうかと思いますが、いかにすれば、それが可能になるか、また議論をしたいと思います。</p>
委員	<p>それじゃあ、次どうぞ。</p> <p>おまとめいただきありがとうございます。</p> <p>幾つかですね、特に自由意見欄の方で、数字については他の委員の皆様からご指摘いただきましたと思いますので、Q の 5 と 6 のところをちょっと見てみたんですが、例えばこの審議会のところでも、こうなのではないかというような意見、いうふうに想像していたところとおりのその意見が幾つか出ているなあと思いました。</p> <p>例えば、Q 5 の 3 ページの一番下のところで、「補助金は絶対必要です。」とあるんですけども、同時に、ジョイフル・フレンド・クラブ促進委員会自体が不確定で、人選などで難航していて、コミュニティで一括した方がありがたいという発言ですとか、同じく 6 ページの一番下で、やはりジョイフル・フレンド・クラブは、きちんとした団体になっていないというところで、恐らくその実態がコミュニティ推進協議会と重なっているというようなことをお話をいただいています。</p> <p>例えば、その事業の振興にしても、3 番。Q 5 の一番最初のご意見は、これ</p>

	<p>はすごく真摯に受けとめた、行政の方にも真摯に受けとめていただきたいご意見だと思うんですけども、特に下の方で、「各小学校区1万円や2万円ので何ができるのか」というお話と、やはりそれの、こちらは、済みません、6ページの下から2つ目の同じようなことを小規模でやることは余り意味がないように思うというご意見ですとか、そういったところで、私どもがここで議論していた内容が少し出てきたなというふうに思いました。</p> <p>統合に関しても、例えば5ページの下から6つ目のご意見。補助金の統合について、賛成の方のご意見をいただいているのと、それから4ページ目の6つ目ぐらいのご意見も同じように、やはり統合はあり得るということでのご意見をいただいているということは、印象に残ったご回答でした。</p> <p>ただ同時に、やっぱり地域によって団体がどういう形になっているかというのは、私が頭で想像していた以上にちょっと複雑な様態があるなというふうに思ったのも一つで、恐らくそのジョイフル・フレンド・クラブも、しっかりされている団体もあれば、実はもうコミュニティ協議会の方で受けているというところもあって、そこを一律で、さあ、じゃあ、統合ですというところも、それは可能か、少し大変かなというのも、逆にちょっと思った次第です。</p> <p>問題意識としては、一つはそういった状況分析を踏まえて、まず行政の側、市役所さんの方に、どうやったら使い勝手のいい、少なくとも簡明で透明な手続になるかということが1点と、それから補助金の統合の様態については、この後、この委員会でも議論になると思うんですが、その簡明・透明な手続のところをちょっとお伺いしたいんですが、今は基本的には事業補助なんですよね。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>うん。</p> <p>例えば、6ページ目の一番下のご意見で、例えばうちのコミュニティの地域ではジョイフル・フレンド・クラブっていう団体ではなくして、コミュニティの方でジョイフル・フレンド・クラブの補助金も申請しますということが可能なかどうか、その補助金の名前に応じた地域の組織をつくらなきゃいけないのか、そうでないことも可能なのかということをお伺いしたいんですがいかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、どなたかお答えいただけます。</p> <p>補助金の活動内容に対応したそういう団体を独自につくらなあかんのかっていうことです。</p>
<p>事務局</p>	<p>どうぞ。</p> <p>今現在の運用とですね、この各補助金について問題を一つに絞る込む形で言うていただいておりますような状況です、窓口として。そういった運用がなされているわけです。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>なるほど。どうぞ。</p> <p>市役所さんの名前を出していいですか。</p> <p>先日、ちょっと彦根市さんでお話、彦根市さんのある町内会さんとお話をさせていただく機会があったんですけども、そこは連合自治会の方で助成金とかそのものは、大体その各種団体と各町内会に、自治会におりているんですけども、それを一回連合の方で全部一まとめにしてしまっている。そのこ</p>

	<p>とによって、その個別の団体さんがすごく楽になったというようなお話を聞いたことがあるんですけども、そういうようなある補助金に対しての受け皿っていうのが、こっちの団体でもできるようなことの可能性っていうのがないかなというふうに、ちょっと伺いながら思っていました。</p> <p>というのは、一気に統合できないけれども、事実上一緒にやって、1枚の書類を提出して済む、一緒の書類を提出して済むのであれば、そうしてしまいたいっていう団体さんはおられるんじゃないかなと思うんですね。で、すべて歩調を合わせなくても、例えばジョイフルとコミュニティを、うちは一緒にやりますと。なので、活動計画も一緒につくって、それをベースにして2つの補助金を申請しますというようなことが可能であれば、少なくとも今、統合できる、あるいは本当は一つになりたいんだけど、2つでやっている、2つの受け皿をつくってしまってるというところは、少し楽になるかなあと思ったのが、これは私の本当に個人的なアイデアなんですけど、それが1点と、それに関連して、どんな書類を、実際に各ご負担をいただいているかは、わかったらいいなと思うんですけども、これは今回じゃなくても結構なんですけど、どういう申請から評価の書類をお書きになっているのかということを少し拝見したいなと思いました。</p>
<p>会長 委員 会長 委員 会長</p>	<p>補助金の申請書それから完了報告。申請ですね。</p> <p>はい。</p> <p>それから、報告書。</p> <p>その活動。そうですね、はい。</p> <p>民間サイドからやったら、その2種ですよ。行政サイドを入れたら、交付決定書それから完了報告受理書か。その合計4つあるうち、市民サイドはその2種ですよ。たしか規則で定まっていますよね、様式はね。</p> <p>さっきちょっとコピーしてきてくれはったやつを出せます。そんな大した様式違うんですけどね。見ましたんで。</p>
<p>委員 会長 委員 会長</p>	<p>済みません。</p> <p>大した様式じゃないんですけど、書き方がね、抽象的なんですよ、結構。</p> <p>あ、ご用意いただいたんですか。済みません。</p> <p>というご質問が出るかもしれないと、事務局がご用意くださいました。</p> <p>今お配りいただいた2つの種類ですね。市民団体側からは申請書と実績報告書の2種が必要となります。</p> <p>補助事業等の目的及び内容。ですから、これは事業補助金ですね。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>はい。</p> <p>それから、補助事業等の効果、交付申請額、それから添付書類、補助事業等の事業計画書、収支予算書、それから前年度決算書または決算見込調書。これは継続事業の場合でしょうね。今年度の場合は決算見込調書ですかね。それから、収支設定書及び図面。工事に伴う場合、全各号に掲げるものなのか、市長が必要と認める書類。ですので、多分この事業計画書とか、収支予算書等に非常に手間がかかるん違いますかね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。</p>

<p>会長 委員</p>	<p>これ、団体さん。あ、済みません。 どうぞ。 これ、例えば団体さんが一つだと、用意するのは一つでいいわけですよ。同じ担い手の方が2つの団体に入っておられると、2つ用意しなきゃいけないということですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>私が、今も相談役をやってるけど、会長であったときのジョイフル・フレンド・クラブの処理ですね。一応ジョイフル・フレンド・クラブ実行委員会というのをコミュニティの推進委員会の中に作ってるんです。だから、コミュニティの組織内組織なんですよ。そこが関連部局あるいは関連団体に連絡をして、次、どういうふうにしましょうって、集まって相談をするんですわ。 で、20万円。たしか20万円だと思いますけども、このジョイフル・フレンド・クラブ、僕は補助金の要綱を見たいなと思ってね、あそこに細かいことを書いて、10項目以上にしなさいというような指定もあるんですよ。だから、細切れになって、さっき1万円2万円で何ができるという文句が出ておったでしょう。それは、実際、私、手元の資料、実際の資料を見てみますと、20万円は、そのうち10万円は青少年キャンプに使って、そのほか体育祭、5校1園PTA祭ともちつき大会、小学校鑑賞会、世代間交流ウォーキング、どんど焼きとか、子供の見守り活動、それからもう一遍もちつき大会というのが、そんなんが出ておるんですがね。それで、10項目になっている。 青少年キャンプ以外は消耗品あるいは印刷費で皆落としておるんですね。それで、関係団体は過去のいきさつから、あんた、やめときというわけにはいかんから、学校も入るし、PTAも入る。まあそういうようなほかの学校も入る。中学校も小学校も入ると。まあそういうふうにコミュニティの内部の団体ではないけども、一応コミュニティでまとめて提出しておるわけです。それで、報告も皆さんに電話をかけて、書類を出してもらっておるわけですね。だから、それをまとめて、報告もまとめてやっておると。そういうスタイルをとっておると。このやり方ばかり、皆そうやっておるからと思うと、違うやり方もあると思うんです。それと、ほかのやり方をしておるところは、大分苦勞しておられるんじゃないかなあと思う、ような感じがしますね。</p>
<p>委員</p>	<p>それはコミュニティのその中の実行委員会という形ではなくて、別につくっているようなやり方の団体がお困りになっているということなんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>ここで、うちの方では組織図の中に入れておるんです。</p>
<p>委員</p>	<p>使われているということですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>ええ。ただ、それは実行委員会といって、それ執行部隊じゃないわけですね。ただ分けるんですよ。分けるための実行委員会。そして、あとの事業そのものはそれぞれの団体ということで一緒にやってもらうと。そういうようなやり方ですね。</p>
<p>委員</p>	<p>なるほど。</p>
<p>委員</p>	<p>済みません。今、そうすると、委員のご存じの地域ですと、さっき申し上げたようなやり方だと、余り特に簡便になったりとかしないというような。</p>
<p>委員</p>	<p>まあ一緒でしょうね。従来からのやり方でずっとやる。</p>

	<p>ただ、この10項目の細分化。なぜ細分化せなあかんのかっていうのが、ちょっと納得できるところですね。</p>
委員	<p>要綱の中身ということですね。</p>
委員	<p>うん。だから、各、青少年キャンプを除いて、ほかのところ9カ所は1万円か5,000円もあるわけですよ。</p>
委員	<p>そうですね。10万円で、残り9つやるっていうことですよ。</p>
委員	<p>2万円、1万円、5,000円というような、いろいろ色とりどりなんですよ。だから、それ、県の補助金のスタイルをそのまま持ち込んでくるから、そんな細切れになっておるんであって、これをコミュニティの中に入れて再配分したら、また別の形ができると。こんな一金額で何ができるんよ。それで、僕らがやっておったやつは、とうとうもらえない場合があったですからね。僕は囲碁教室。小学校の生徒を対象に囲碁教室をやってあって、その補助金はこっから消えてしまった。ほかに要るようになってから、ちょっと譲ってくれんかちゅうてね。もうそれは別にどうってことないけど、だから県の補助金のスタイルを、ちょっと捨てなあかんのです。</p>
委員	<p>ある意味、まぜて使えるようなというか。</p>
委員	<p>うん、そうそうそう。</p>
委員	<p>例えば、5万円の事業のうちのその物品購入の部分はジョイフルの部分でと。実際の部分は別なところというような形で使えれば、楽になりますよね。</p>
委員	<p>そういう使い方をね、もうちょっと使い勝手がよくなるんじゃないかなと思いますけどね。</p>
委員	<p>あと、細かい配分の規定がなければということですよ。</p>
委員	<p>ええ、そうです。 だから、補助金の要綱を見たいなあというのは、それなんです。細かいことを書いておるんですよ。10項目にせなあかんと。説明会か何かのときに言うんかなあ。何で10項目に分けなあかんのやという。そこがいつも疑問なんやけどね。</p>
会長	<p>ちょっと議論が迷路に入りかかっておりますが、ちょっと整理しますね。 一つは、入れ子になっている団体。親団体の中にまだ入れ子になっている団体が補助金をもらっているっていうケースとか、そうやなくて、外にある外部団体で、連携しているというケース。十分連携して一緒にやれますよというような、それから外部団体で連携関係はありませんと。例えば、校区が違うからとか、中学校区単位だからできませんとかいうのがありましたね。そういういろんなケースがあるということはわかってきましたよね。これは地域によってばらつきがあるということですね。どの校区も皆同じではないと。</p>
委員	<p>そうですそうです。</p>
会長	<p>これは自治会、町内会とよく似ていて、自治会、町内会の中に校区社協が入っているところもあれば、自治会、町内会の中に子ども会が入っているところもあるんですよ。そういう任意団体でもね。それとよく似た構造なんですよ。</p>
	<p>なので、ちょっとこれは非常に私としては言いにくいんですが、一律にガツ</p>

	<p>ンと基準を定めて、さあ、こういう形で統合しなさいっていうのは、ちょっと難しいなという気がするんですね。</p> <p>ですので、統合していった方が団体にとっては有利なんですよと。仕事をしやすくなるんですよというふうな、いわゆるインセンティブ、メリットをやっぱりもう少し明確に打ち出さないとだめだと思いますので、今、委員がおっしゃったような1万円や2万円で同じようなこんな分厚い申請書を書かなあかんようなことはないようにしていかないかんというのが一つですよ。</p> <p>だから、申請、報告の簡素化に向けて、やっぱり努力をしていかないかんということと、それからこれはちょっとペンディングですが、次回までに結論をもらいたいんですが、補助金というのは余ったら返さなあかんというのが鉄則ですよ。これはどこの、全国どこでも一緒ですが、むしろ節約して残して、基金的に使いたいといった場合に、残せるというような道も開けないか。つまり、交付金化に各回路を開けないか。補助金でなく、交付金化できないのか。その方が地元のコミュニティにとっては使い勝手がいいんじゃないか。例えば、今年ちょっと頑張って節約したよねと。この分を来年、例えばこっちの団体に残った分を回してあげるから我慢してよとかね。今年、うち、その事業ないからいいよというようなことも、バーター取引でやれるようにしておいてもいいん違うなかと。</p>
委員 委員	<p>それは透明性さえ確保できたら、ええのやねえ。</p> <p>交付金化の道を開いていくこともいいと思いますね。</p>
委員	<p>ただ、それは、透明性がね、ごちゃごちゃすると、おかしくなってしまうと。</p> <p>そうそう。だから、交付金化したときの問題点とよく言われているのが、余ったら余っただけ、それだけあなたところ、財政的に豊かやねんから、補助金なんか要らんやないかという議論も。</p>
委員 会長	<p>そういう議論が昔あった。</p> <p>なってしまう。</p>
	<p>しかし、そうじゃなくって、それは交付金になるならば、残す努力をした者は残す権利を与えるということになりますから、ちょっとこれ、大きく政策のジャンプというか、考える余地があるのか、ないのかということを経営内部でちょっと検討していただきたいということです。</p> <p>それから、方向としては、一気に統合統合と言わずに、統合したいというところは統合なさったらいいじゃないですかというふうに弾力的にできるような方法は考えられないか。</p> <p>まあ役所のやることは、よく住民も思っておるんですけど、何月何日をもって一斉に一気に切りかえますというようなやり方をしますけど、そうやなくて、うちの校区ではこういうふうにしたい、できないところは、まあそのままでも結構ですよというような、そういう柔らかなスライドができないかということですね。つまり、ソフトランディングでけんかという、地域特性に合った。そういう方針が何とか導き出せないか。</p> <p>それから片一方で、前回に議論が出ました一般公募型補助金をスタートさせてはどうかという議論がありましたね。そうすると、コミュニティ団体から一</p>

	<p>般公募型補助金の応募が、手が挙がる時がありますよね。うちも欲しいという。何もこのNPOだけじゃありませんから。そのときに一般公募補助金については、第三者機関による審査をする必要があるよということを前回議論をしました。</p> <p>そういうこともありますので、その統合型補助金に関する審査システム、あるいは決算認定システムというのかな、市長の完了検査というんですか、それももう少しクリアに簡便化する必要があるんじゃないかなあという気はします。これもちょっと検討課題として研究してみてください。この委員会としては、こうせえ、ああせいというのはちょっと僭越だと思うので、行政側のどこまで可能かっていうことも、検討にゆだねます。</p> <p>それから、ちょっとこれは、私が言うのはちょっと僭越かもしれませんが、川西市はコミュニティ政策が少しばらばらなようにお見受けします。これは補助金の問題ではありません。補助金の問題というより、地域コミュニティをどのように育てる、あるいはまとめていく、あるいは方向に導いていくかっていう政策の基本的な方向性がもう少し強力というのかね、明確に出していただけたらなあと思うんですよね。</p> <p>前回もちょっと議論をしましたっけねえ。NPO支援。アソシエーション型のNPO支援制度もまだない。明確にはないと聞いてますが、コミュニティ支援は、逆にばらばらで、ちっちゃな金額をあちこちあちこちにちょっとひもをつけ過ぎておって、逆にコミュニティの発展を、ある意味で邪魔をするところにきてるの違うのかなと。そうすると、総合型のコミュニティ政策をどのぐらいまとめていく方向性を明確に持っておられるのか。そのことによって、この補助金の統合のピッチ、統合のスピードというのを合わせていったらどうかと思います。</p> <p>その辺、言いたいことがわかります。</p> <p>政策方針、方向が明確でないのに、補助金の統合を先行してしまうと、地域に混乱をもたらす恐れもあるということですね。</p> <p>しかし反対に、地域が、自分たちはこれだけ内部に入れ子団体をぎょうさん持ってて、頑張ってる、結構校区の全体でまとまってるよってところは、そういう方向で統合したって差し支えないわけで、そういう2つの条件をにらみ合わせながら、その統合の方向に向かって進めていくっていう方法での、私たちはお願いをしたいという意向であるということ、今のところの結論としたいと思いますが、いかがでしょう。</p> <p>いや、もう行政、もちろん行政の側の方も、ご意見をいただいても結構です。異議ありいうんだったら言うてください。そんなん言われても、そんな方針出まへんがなというのだと。</p> <p>よくわかりますよ。ただねえ、やっぱり地域も新たに思いますけども、基本的にはコミュニティ推進協議会をいかに統合型のね、完成でないふうに、それ行政が指導するのもおかしいですけども、着々とでき上がってくるのが、それが一つのつながりかなと思うんですけども。</p> <p>そうですね。</p>
委員	
会長	

委員	ただ、これは難しいですね。コミュニティ推進協議会のひな形をつくって、 どうこういうのは、かえっておかしくなるでしょうし、ただ、地域型コミュニティ推進協議会、それ、リードしているところもあるんでしょう。
委員	ええ。
委員	そういう総合型を目指すというのか、総合型的な機能を持っているコミュニティ推進協議会も地域によっては芽生えてきておるんじゃないんですか。
委員	うちも、それを目指してずっとやっていました。
委員	目指してます。
会長	それが望むべき方向なんでしょうね。
委員	そうですね。全く自立型のそういう先導するコミュニティ推進協議会が一つの地域の、要は人々の意見がそこに反映できるようなコミュニティ推進協議会が熟成してくればということでしょうか。
会長	まあね。多分、多分ですけど、このコミュニティ推進協議会という制度が、スタートさせたときに包括型総合型のコミュニティシステムをつくらうという意図があったんじゃないかと僕は思うんですね。
	ところが、それ以前に個別にいっぱいいろいろ各縦割り部局が国の応援とか、県の応援で作ってきたいきさつがありますから、市町村というのは結構振り回されてきたんですよ。それを川西市独自に、やっぱりコミュニティを中心とした総合型の住民自治システムに持っていきたいという政策意図があったんじゃないかと思うんですね。
	ならば、それをもう一遍再確認して、その方向に向けてこの補助金制度も統合していく方向とタイアップすれば、自然に前にいくん違うかと思うんですけど、地域によって、やっぱり実情が違いますよね。例えば、あの有名な宝塚でも、まちづくり協議会が一応コミュニティ協議会なんですけど、まち協に集まっている人は、自治会が嫌やから、まち協だけ団結するなんていうふうな分裂行動をやったと。これあんまりよその話やら、言うたらいかんですが、そうすると、まちづくり協議会と自治会と、どっちが偉いやなんてね、こういう質問を役所にぶつけはる人もいてるわけです。
	そこがうまいこといってるのは、例えば中山台なんですけど、自治会さんの役員さんは全部まちづくり協議会の評議委員会を構成しておられて、地域代表をちゃんと担保してるんです。あと、世代別代表とか、分野別代表、ほかのNPOなんかを巻き込むことによって、かなりきちっとクリアしてはるんです。それが中山台なんですけど、3分の1のそこは、まだ完全にフィットしてないんですね。まち協と自治会が別って、こうなってるんですね。そういうところは、このコミュニティ活動がうまくいってない。そういう問題もちょっと整理せなあかんと思います。
	つまり、自治会というのはあくまでも任意の団体で、まちづくり協議会もしくはコミュニティ協議会。コミュニティ推進協議会ですね、ここでは。これはどっちかと言うたら、条例もしくは規則、要綱等で担保する準公共的団体とみなすべき方向なんでしょうね。そうしたそちらの方向に。はい。
委員	大体コミュニティは規模が一定している。自治会の場合はちっちゃいところも

会長	<p>あれば、大きなところもありますし、ばらばらなんですね。</p> <p>ええ、そうですね。マンション管理組合の自治会もあれば、入り会の土地とか権利を確保する自治会もありますから、同じ自治会いうたって千差万別です。その意味では、準公共的団体あるいは公共的団体とみなし得るコミュニティ協議会を、これから中核としていくという方向性をはっきりと明確に打ち出されるならば、この統合交付金化というのは、一つの筋道は通ると思うんですね。</p>
委員	<p>ただ、今、コミュニティができてないところがあるからね。</p>
会長	<p>ここは、もう今までどおりばらばらでも頑張ってもらったら。</p>
委員	<p>うん。しょうがないな。</p>
会長	<p>無理やりそれを統合せえという必要はないと思うんですね。住民自治ですから。</p> <p>というような方向性が、今、突然出てまいりましたが、行政はあっけにとられているかもしれません。</p>
委員	<p>今に関連して、ちょっと当局に質問したいと思いますけどね。</p> <p>コミュニティ推進協議会というのは、小学校区ごとに組織されて、それで今、委員の方から、組織をされていないところもあるというようにおっしゃいましたけども、今の議論であれば、コミュニティの推進協議会を補助金の対応の窓口に着こうという、流れとしてはそういう流れだと私は受けとめていますけども、小学校区は幾つあって、コミュニティができていないところ、できていないところは幾つぐらいあるんですか。</p>
委員	<p>1カ所できてないと考えています。</p>
委員	<p>1カ所だけですか。</p>
委員	<p>今、13コミュニティですよ。</p>
委員	<p>それで、14小学校があるんです。</p>
委員	<p>14か15になるかわからんけど、一応一、二カ所。</p>
委員	<p>できていないところは、ほんの少々ということでもいいですね。</p>
委員	<p>ええ。</p>
委員	<p>基本的に小学校単位ですね。ではないんですか。</p>
委員	<p>2つの小学校が1つのコミュニティのところもあるんですね。</p>
委員	<p>2つ、複数の小学校区もあるんですかね。</p>
委員	<p>あります。</p>
委員	<p>ありますね。</p>
委員	<p>2つが1つのコミュニティの中にあると。</p>
会長	<p>それは構わないんじゃないですかね。</p>
委員	<p>あ、そうですか。</p>
会長	<p>うん。反対に小学校区より大きくなってしまふ方が問題なんで。また完了できない。小学校区単位よりも大きくしないっていうのが原則ですわ。そのコミュニティ協議会をつくる時は。</p>
委員	<p>小学校区は、コミュニティはちょっと核として非常にね、これからいろいろな機能を持っていくところですよ。</p>

会長	ええ。だから、小学校区の中に2つコミュニティ協議会があったって、それは構わないと私は思うんですね。無理やり大きく大きくすると、またお役所ができてしまいますよね。
委員	済みません。6ページ目の真ん中あたりのところでは、コミュニティが2つで、小学校が2校という地域が。
会長	コミュニティが2つで、小学校。
委員	コミュニティが1つで小学校が2校というのが。
会長	これはね。
委員	ありますよ。
会長	これは大き過ぎるんだな、逆に。それでうまいこといつてたらええけど。
委員	そうですね。一応特色は生かしておられると。
委員	私の近くにありますがね、割と。
会長	それだったらいいですよ。
会長	小学校区より大きくしないっていうのは、面積的にも人口的にも大きくなり過ぎると、どっちか言うたら疎遠な関係が生まれてきて、機動力も落ちるっていうことだけでね。
委員	それはね、一つの開発地域に2つできたということだから。
会長	ああ、そうか。人口が稠密なんですね、結構。
委員	うん。だから、真っ二つに割ってやる話はやりにくかったんやないかな。
会長	そういういきさつがあるんなら、それはそれで地域特性でいいと思います。ならば、今言ったような方向で、緩やかにスライド型で統合化の方向に模索してもらいたいということではいかがでしょうか。
	あわせて、やっぱり地域コミュニティ協議会を中核とした地域自治、住民自治の総合化に向けて政策を、やっぱり引っ張ってってもらおうのが望ましいんじゃないかということも付言しておくべきでしょうね。
	補助金統合をやるかどうかについては、各地域の主体性にゆだねることになりますね。だから、うちは、これ統合させてくださいっていうふうに手を挙げてもらったらええわけで、嫌だっていうなら、今までどおりで、そういう使い分けでいかなきゃあないと思います。
	それでは、今の議題はこの程度でよろしいでしょうか。
	今回の調査は大変意味があったと思います。単なる形式議論にならずに済んだと思います。
	次の議題に移りますが、次の議題が補助金のあり方について。また、再び補助金に戻っちゃうんですけどね。
委員	これが原点ですからね。
会長	今の地域活動型補助金の話ですが、実は事務局さんと私とが、ちょっと討論したところ、私の頭の中の補助金のとらえ方と、事務局とのとらえ方がちょっとだけずれておりました、それで議論をしまして、ちょっと整理をし直しました。
	どうも何か補助金と言うてる中に、委託料みたいな補助金と、それから上乘せ給付金みたいな、もう皆補助金ということで、市の会計上は負担金、補助及

事務局

び交付金の中の補助金で乗っかっていると。その補助金も含めて、我々は第三者機関による評価をせよといったように受けとめられておったので、真意はそうじゃないよと。それはむしろ補助金じゃないよねと。それ、むしろ給付金であり、委託料だよという整理は第1回か第2回にしたはずなんで、その原点にもう一遍戻して、我々は、議論を今やっているのは団体補助金なんだと。その団体補助金が、実は既成の補助金が地域活動型のこのコミュニティ等の数本の補助金と、それから非公募型の補助金があると。それを穴埋めをするような新しい公募型補助金を創設する必要があるんじゃないかと言いましたから、今現在、3本の補助金を、我々は議論しようとしているということになるかと思えますので、資料2の形に議論の素材を固めて、整理してもらいました。

ちょっとこの資料2の整理について、私が説明するより、事務局さんの方がうまいと思うので、説明をお願いしますか。

もう座ったままでいいですよ。一々立たんでも。議会と違いますさかい。

座ったままで説明をさせていただきます。

先ほど会長から言っていただきましたように、まず審議の経過としまして、当初のスタート、これは、市が任意に支出している補助金、任意補助金としてD区分について審議をスタートしていただいたかと思えます。

その後、まず団体に対して支出している補助金をベースにご議論をいただきました。これを「団体補助金（事業型）」という形でくくらせていただいております。その外にあるのが委託型になっている補助金ではないかということにしておりまして、この委託型といいますのが、先ほどちょっと会長がおっしゃいました個人の給付の上乗せ的なものも含めてその他というふうにご理解いただけたらいいかと思えます。

この団体の補助金につきまして、今ご審議をいただきました地域活動型の補助金、コミュニティ等についての補助金の一つグループとしてあると。

次に、その右側、これ非公募型補助金というふうにあえてこういう名前をつけておるんですが、要は現存している団体補助金（事業型）の中で、地域活動型補助金に属さないものというイメージでとらえていただけたらいいかと思えます。

その右にあります公募型補助金。現在、川西では未制定なんですけど、ここと相対するものという形で非公募型補助金という名前を使っております。

この公募型補助金につきましては、まず市としましては21年度以降に制定する予定の「（仮称）市民参加条例」とセットで検討していきたいという思いがございます。

この真ん中に戻りまして、非公募型補助金につきましては、7月14日にご審議をいただきました各種減免や優先利用もここに補助金的なものとして含むだろうという、ご結論をいただいております。

ここで地域活動型補助金につきましては、アンケート調査を実施いたしまして、現在、先ほどご審議をいただきました統合型補助金へという形になっておるかと思います。

ただ、ここで「評価（見直し基準）」というのを、まず点線で囲っておりま

	<p>す。</p> <p>また、左上を見ますと、「交付基準」というのが点線で囲っております。ここが、現在のところ、まだご結論をいただいていないところかなあということで、点線をさせていただきました。</p> <p>さらに、公募型補助金の下には第三者機関による評価ということで、これは7月28日、前回の審議会において必要だとされている第三者評価という形になるかと思えます。</p> <p>ここの地域活動型補助金と非公募型補助金の下にしている統合型補助金と評価（見直し）基準を整理した段階では、矢印のとおり、第三者機関による評価へ一部移行していくことになるのかなあということで、まとめさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>今のご説明で、何かご質問とか賜りたいと思いますが、おわかりいただけただかなあ。</p> <p>各種減免とか優先利用については、これは7月14日に審議、討議いたしましたよね。これも、やっぱり評価の対象にしなくちゃおかしいんじゃないかなあってという話が出てましたけど、それ以外の団体への補助金っていうのが、いわゆるコミュニティ型補助以外の特定団体への補助金というのが、やっぱりこの中には含まれています。なので、そういうものは、むしろ行財政改革を審議していただくときに、一緒に議論をしていただいて、そちらの方で方針を出してもらった方が適正なのではないかなあということは、私の個人的意見としてはあります。</p> <p>それはその他の委託型の補助も同じことで、これは評価というよりも、行政効果を、どういうふうに行政自身が判断をするかというのは非常に大きいと思いますね。</p> <p>ただ、減免とか優先利用については、これはやっぱりちょっともっと外部的に審議をした方がいいんじゃないかなあというふうに、ちょっと区分けした方がいいかもしれません。</p> <p>いずれにしても、この非公募型補助金については（仮称）市民参加条例とセットで、また議論をしたいということでありますので、これは、一たんここでは外して議論をしようかと思えます。</p> <p>そうすると、公募型補助金は、川西市はまだつくっておりませんが、この公募型補助金について、どういうふうなイメージで臨んでいったらいいのかなあということなどもご意見を賜ればと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>わかる、わからん。質問も含めて結構です。ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>やっぱり、もう少しその政策的な部分も含めて、ここではその意味でちょっと荷が大きいというのは、会長がおっしゃられるとおりでと思うんですけども、やはりやや見えにくいというのが、多分非公募型補助金のところが何かあるかなあみたいなの、そういうところとして残るは残ると思うんですけども、ただ少なくとも、いずれにしても、その基本的な補助金の方向性、特に活動補助金を、事業型補助金が基本、事業型が基本であるということと、それに対す</p>

る説明責任は、行政が任意で渡すというものではなくて、行政もそれを受ける団体も、そのほかの市民に対して説明する責任があるんだという位置づけというのは、重ねて明確にさせていただいた方が、まあ全体的な方向性としては必要なんじゃないかと思います。

特に、評価というところ。評価の目的は、特にその事業に対しての、その面でのその説明責任を果たすということで設計される必要があるかと思いますので、というふうに思います。

第三者機関のあることの意味というのは、一つには、やっぱり資料とか活動の実績とかで語らせようとする、どうしても物すごく細かな資料をたくさん用意しなきゃいけなくなってしまう傾向があるということで、それを防ぐという意味でも、もう少し議論をオープンにしてオーソライズするという、データを物すごく固める報告をしなくて済むような評価制度というのがあり得るんじゃないかと思います。

少し、さっきのアンケートのところに戻りますけども、アンケートの自由意見のQの5と6は、今後の補助金のあり方を考える意味でも重要だと思うので、見ていただいて、その中で、やはりどうしたら申請する人にとって簡明であり、見る人にとって透明な手続になるかというそのラインを少し第三者評価機関を考えるとときには、あわせて制度設計をしていただきたいなというふうに思いました。

これは意見の部分です。

恐らく第三者評価機関なり、その評価基準を作るなりのポイントとしては、一つに要綱の整理、それから書類の様式の整理、それからやりとりをする窓口の整理ということも、行政の側に変えていただかなきゃいけない部分が出てくるのかなと思いました。

補助金のあり方について少しお伺いしたいんですけども、先ほど会長がおっしゃられました交付金化の可能性というところで、交付金として扱うか、一定程度の枠組みで、その事業を何らかの事業なり何なりに使うための基金の積み上げを可能にするかどうかというやり方があるんですが、そういう可能性があるのかというのが1点と、もう一つは事業補助に間接経費を入れることは可能でしょうかというところです。

間接経費というのは、例えば連絡をしたり事務的な回しをしたり、書類を作られたりするということを、例えば事業費の部分の10%ぐらいをめどに、これは労力を使われるためのお金ですというふうにお渡しする制度なんですけども、事業型でやるということに、そういった間接経費的なものをつくることのできるかどうかという可能性についてお伺いをしたいと思います。

途中から済みません。最後の2つだけ質問でした。

忘れうちに、そんなら質問に答えてもらいましょうか。

そうですね。済みません。

いかがですか。

基金なり交付金化の話で、これは基金みたいな形にすると、一定程度の幾らぐらいまで、あるいは何年か分ぐらいまでは基金として積むことを可能にする

会長  
委員  
会長  
委員

<p>会長</p>	<p>というふうにすると、ことし節約して来年のお祭りを、お祭りは2年に一遍にして、そのかわり大きくやろうっていうことも可能になるかなっていう、のアイデアが一つと、もう一つは間接経費のお話です。</p> <p>間接経費の算定の仕方は、例えば総物件費中の10%を上乗せして、それを間接経費にするみたいな、そんなやり方ですか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>文部科学省は10%です。済みません。</p> <p>10%ですね。</p>
<p>委員</p>	<p>ええ。自分の知っているあれで言うと。</p> <p>ただ、その10%はですね。済みません、余分な話で。10%も、アルバイトを雇わなきゃいけないとかっていうところがあったりもするんです。本来の間接経費は、事務回しに人が要るんだから、その部分は事務に回す部分として一緒につけましようという発想です。例えば、20万円の事業だったら、間接経費は2万円ということで、その事務回しをした方、あるいはその事務回しをするための経費として入れ込むということです。</p>
<p>会長</p>	<p>だから、それは料率をそこに掛けてしまって、中に内数で入れてしまうんですよね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね、はい。間接経費は幾らという形で。</p>
<p>会長</p>	<p>だから、20万円の補助ならば、2万円は間接経費で計上して。</p>
<p>委員</p>	<p>18万円が事業をする方ですと。</p>
<p>会長</p>	<p>18万円分の事業経費、積算をすればいいわけですね。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、事業費のうちに間接経費の部分などというところなんですけど、川西市の場合は要綱上、その間接経費とか、そういう表現をしておりません。国の補助金であれば、例えば工事費の何%が事務費であるとか、そういう形でとってるんですけど、まず川西市の場合は、間接経費と言う概念を設けておりません。</p> <p>ただ、一つの事業をするに対して必要な事務経費は、事業経費として見ているという部分がございます。</p> <p>ですから、何%とか、そういう表現ではなくて、この事業をするために必要な、例えば人件費が必要であれば、人の問題、人件費とか、あるいは事務経費が、郵送料が必要であれば、その事業のために必要な経費としてとらえて、その対象経費として認めております。</p> <p>次に、基金に関してなんですけど、今現在、正直なところ、考えなどを持ち合わせておりません。今後の課題だなと。先ほどの会長からのご意見の中でも考えておったところですので、現時点ではちょっと説明するには至りません。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、次どうぞ</p>
<p>委員</p>	<p>これ資料に、事務局にこれだけまとめていただいたんで、何か見えてきたような感じがするんですけど、一般的に自由に、どこにしてもそうなんですけど、新しい補助金が必要や言うても、財政は苦しいという名のもとに、本当に必要な、時代的に必要なものは削られている傾向があったわけですね。</p>

<p>会長 委員</p>	<p>ですから、私らの審議会の役目ちゅうのは、効果の薄くなった補助金を廃止して、新しい補助金をつくるというルールをつくっていくことが、ルールを、つながるようなものが提案できることが一つの課題だと思うんです。</p> <p>そういう意味で、具体的に出ています公募型補助金。新しい補助金に門戸を開くという意味で、まだ全国的にも余り成功している例は少ないんですか。かなり先導している例はあるんですか、公募型補助金は。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>これはもう神戸市もやっていますし、それから豊中もやっています。</p> <p>あ、そうですか。そういう意味で、新しい補助金に門戸を開くという意味で、川西型のね、川西にふさわしい公募型補助金をつくっていくということは、箕面もやっています。</p> <p>それと、あわせましては、その補助金の効果を客観的に評価するというこの第三者委員会ですか。そして、もう一つ必要やと思っておったのは、例の、どうしても一たん補助金が出てきますと、長期化、特権化しますので、そのサンセットですかね、期限に関しては5年間というのが、一つのルールができてますので、そういうことから考えますと、何か新しい補助金を創設できるルールが、一つ何か筋道が見えてきたのかな。ちょっとオーバーかな。そんな感じがいたしまして、新しい川西型の補助金をつくる仕組みづくりにこれはつながっていくと。それが何か21年度の参加条例とセットになってくれば、本当の市民参加型の新しい補助金の仕組みづくりが、本当に市民実施の形でできていくということが期待できるのかなと。もう非常に勇気と何か希望をここに持つんですけども、そういう意味で、ルールづくりっていうのは、今までこの辺が余り、川西の場合、なかったんですけども、これが一つのルールづくりにつながっていけば、非常にいいのかなと。ましてや、それが21年の条例で、本当に市民がそこに参加してくれば、本当の要らないものが削られ、新しいものがどんどん時代に合わせていって補助金が作られていき、それがサンセット方式で時期がくれば、それが見直されていくという新しいね、市民参加型のコミュニティの補助金型の要素も入ったものにできていくのかなという期待を非常に持って、うれしい。うれしいというのか、難しいんですけども、それ一つの方角が見えてきたのかなと、そんな感じがいたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと途中で中に割り込んで悪いんですけど、川西市の補助金の現状についてという第1回委員会で配られた資料4なんですけどね。分厚い資料なんで、もうお手元にはないと思いますから、簡単に読み上げてみますとね、この中で、「平成17年度当初予算より、答申に基づいた3つの視点、公益性、公平性、透明性を用いて、すべての補助金について見直しを実施し、これまであいまいとなっていた補助目的や手続を明確化するとともに、市政情報コーナーやホームページにおいて、補助金の支出根拠となった要綱や実績報告書等の根拠資料の公表を行った」ということですね。「また、ほぼすべての補助金を事業補助金へと移行し、補助期間を原則5年と要綱に明記することによって、一定期間経過後の見直し義務化を行った」。ですから、17年から起算しますと、17、18、19、20、21年度には例外なくすべての事業補助金は見直しの時期</p>

	<p>に入るわけですね。入るわけですね。この見直しに入るのは、非公募型補助金も例外ではないわけですね。この「初回の見直し時期を迎える補助金については」と。成果と課題のところ、「その評価と公表手法の確立が課題となっております」とありますが、この評価システムというか、評価基準が我々のところに与えられた課題なのかなあと感じてたんですけども、この非公募型補助金については、この見直し基準については参考意見も、我々はどんどんぶつければよいと。むしろそれは行政内部の行財政改革の努力として内部評価で一遍洗い出しをしてもらうということになると思います。</p> <p>むしろ我々の仕事とすれば、「今後、（仮称）市民参加条例の策定とあわせて補助金公募制度の導入を行う上でも、この手法の確立は急務となっている」と書かれていますから、この公募補助金制度における第三者機関が評価、審議なされる場合の評価基準。どういうことを評価のベンチマークとすべきかということの議論を、ちょっと集中的に我々がやる。それを参考に行政内部評価の中に取り入れていただくという流れになるということだと、やっと私も理解できました。</p> <p>ですので、今。</p>
<p>委員 会長 委員 会長</p>	<p>このサンセットは全部の場所に5年。全部に係るんですね。</p> <p>係ってるんです。</p> <p>係るんですね。だから、21年度に全部係ってくるわけですね。</p> <p>はい。</p> <p>ですので、第三者機関による評価っていうことを抜きにしても、ここで議論をしている評価基準っていうのかな、評価の軸というのは行政内部の内部評価にとっても一つの参考材料になっていくというふうにご理解いただけますでしょうか。</p>
	<p>21年度は条例とサンセットが両方合わさって、ぱしゃっとかなり。</p> <p>で、出すということです。</p> <p>かなり見直されるということが期待できるんですか。</p> <p>期待できるということですね。</p> <p>ですので、先ほどのご説明にありました非公募型補助金の今後のあり方、評価見直しのあり方については、もう（仮称）市民参加条例とセットでこれから進めていきたい、議論をしていきたいという、そのご説明はこれと対応しているわけです。</p> <p>ちょっと最初の出だしのころの基本原則に戻って確認し直しました。私も、どうやったかなあと思いました。</p> <p>さて、そうしますと、今委員さんがおっしゃいましたサンセット方式というのは、当然のことということが確認できます。</p> <p>ですから、事業補助をどれだけ長くても5年を超えることはできないというのが原則でしょうね。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>5年。そこで第三者委員会のフィルターがかかるわけですね。</p> <p>そうですね。これ、ちょっと前回に言ってた議論かもしれませんが、かというて、立ち上げる種まき期。</p>

	<p>種まき期の啓発というのは、これ行政責任でやってくださいと。立ち上がってきて、「さあ、どうしましょう」と言ってるのにまで同じように事業補助でもって5年だよとか、3年だよとか縛るのはちょっとおかしいんじゃないの。</p> <p>だから、種まき期の助成金と自立期と、あるいは対等にパートナーシップを結べるのと、ちょっとやっぱり性格が違うから、これは検討してもらいたいという附帯意見を出したと思うんです。制度的に別々の形で設計してもらわれへんかという。それはご記憶いただきたいと思います。</p> <p>どうも申しわけありません。次どうぞよろしく。間にちゃちゃを入れまして。</p>
委員	<p>要らん話をしますけど、一番最初に事務局から言われた、しゃべったけども、補助金の中に委託料がね、言われたら入ってますんで、これは適正な額をどうするかというのは、事務局に考えてもらって。</p>
	<p>検討してもらったらいんです。ここでの議論じゃないんじゃないかと思いまして。減免も隠れた補助金で、これはもうきちっとどういう額にするかというのを、ちょっと基準を変える、読んでよくわかりませんでしたので、それももうちょっと説明されたらいいというように思います。</p>
	<p>あと、公募型の補助金については、もう市が何をしたい、こういうのを推進したいというのを、市の方針を決められて、それに沿うような新しい補助金を作られるんでね。古いのは、もうスクラップ・バッシングで廃止して、それで市の方針を決められて、ちょっと私の、この一押しでやりたいというのは、私はわかりませんが、そういう補助金をつくって、ある程度期限、成果を上げたら、もう廃止するというのが補助金の役割で、それで新たな活動を助成したいんやったら、補助するっていうのが補助金の本来の姿やと思いますので、そういう新しい公募型の補助金をつくることに賛成です。廃止するだけではないので、具体的な意見は、ちょっとないです。</p>
会長	<p>壊すばっかり違くて、ビルドもせいよということですよ。スクラップ・アンド・ビルドですから。</p>
委員	<p>補助金というのは何か新しいことを補助をするということですので。</p>
会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>補助が終わったら廃止するというのが基本だと思います。</p>
会長	<p>今、委員がおっしゃったことを別の言葉で言うたら、予算区分は違うんですが、投資と考える思想が必要やと思うんですね、もっと。これは社会への投資だよという。市民が育つ、あるいは市民社会がしっかりしてくるための投資だよという、そういう思考法が必要なんじゃないかなあと思いますね。</p>
委員	<p>だから、統合型補助金の流れはええと思うんですけども、ただ片一方の小額補助金は恐らくあると思いますね。もうそれは零細的な団体、それをどうするかということは、課題だと思うんですけども、まあ全体の流れとしては検証制度、公募制度ができるということは、公募補助金ができることは、大きな流れとしては統合補助金に向かっていいと思います。</p>
会長	<p>小額補助金については、これは市長の政治的決断に私はかかっていると思うんです。</p>
委員	<p>難しいですね。</p>

会長	<p>ええ。</p> <p>当委員会としては、政策的な有効性、効果性を、やっぱり吟味して、どうされるかということをご判断いただきたいと言うしかないわけで、もしこちらの方に意見を求められるならば、この効率性という点では小額補助金になればなるほど好ましくないというのは当たり前前で、それ以上言いようがない。</p> <p>しかし、団体にとってみたら、市長さんの名前による公的な補助金をもらってますっていうのが、ある種のライセンスになるという効果性もありますよね。つまり、市から。</p>
委員	<p>その1万円は、補助金が非常に大きなインセンティブ効果を与えているものがありますね。</p>
会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>ですから、それは市長さんの政治姿勢ですし、議会がどう判断されるかということも入ってきますよね。</p>
会長	<p>だから、そういう社会的認知に及ぼすよい効果もあるということから考えると、これは一概に言えない問題でもあります。</p> <p>だから、それについて、我々はちょっとコメントを差し控えたい。むしろ長年にわたってもらい続けてきているのに、何にも説明でけへんということの方が重要な問題だと。</p>
委員	<p>時代的におかしいと。</p>
会長	<p>だから、議論は、むしろこちらの申請書とか報告書に書くべき内容、これがよくわからないことになっているので、どういう社会的効果があるのか、どういう社会的変化がこれによって生み出すことができるのかということに説明責任をもっと移していく必要があるん違うかなあという気がいたしました。</p> <p>ちょっと間を挟んで済みません。</p>
委員	<p>最近、法人。補助金をもらいたいのに、法人化をしてくれというのがありますね。だから、それでNPOを立ち上げようとしている人もおりますけども、あれは第三者評価機関による評価というよりも、登記されるから、登記そのもので世間的に認証されるんじゃないかと思っています。そういうのはこれから増えてくるんですかなあ、法人登記、NPOに。</p>
会長	<p>その評価の与える影響ですか。</p>
委員	<p>うん。</p>
会長	<p>箕面市の場合は、法人格を取っている取っていないによって差別はしないっていう原則に初めから立ちました。</p>
委員	<p>ああ、そうですか。</p>
会長	<p>というのは、法人格を取ることが、それだけ実力があるという証ではあるけれども、取ってすぐに幽霊法人になってしまうのが続出してますもんねえ。</p>
委員	<p>うん、なるほどなるほど。</p>
会長	<p>で、人格を取ってないんやけど、任意の団体だけど、結構10年も15年も頑張っているという団体もあるし、余り人格によって差をつける実益はないと判断したんでしょうね、箕面市の場合は。</p>

委員	あれはかなり手間がかかりますね。経過もごっつい手間がかかってくるわけですから。
会長	だから、法人格を取ったがために、逆に力を失ってしまう団体も多いんですよ。
委員	ああ、そうですか。
会長	決算報告とか経理なんかでも、物すごい時間を割くでしょう。
委員	うん。
会長	その法人維持業務のためにね。本来のエネルギーが全部そっちへ奪われてしまうという。
委員	だから、簿記も勉強せなあかんですね。
会長	BS、PLまで書かないかんからもう。 だから、川西的には余り法人格の有無ってというのは、斟酌しなくてもいいんじゃないですか。
委員	そうですね。 法人格を取ることと、法人を維持することにえらい力が入ってしまって、それは目的違うと。ありますよね。うちは法人だと言って、すごく威張っとるから、内容よりも何かそれでね、はくをつけるとこだってありますよね。
会長	逆に言うたら、法人格を取ってないけども、これから成長していこうかという団体はねのけられることになるでしょう。法人格の取得を一つのライセンスにしちゃったらね。実際は、川西のレベルで言うたら、そんな団体の方が、法人を取ってる団体の方が少ないかもしれません。
委員	だから、補助金を勘定しながら進化してもうたらいいいんですよね。
会長	ええ、そうですね。
委員	進化するということか、成長してもらったらいいいんですよね、5年間。
会長	投資ですから。次いかがですか。
委員	特にこれっていうのはありませんけども、公募型補助金というのが、川西市が決めた場合、どういう形になるかなあという、ちょっと私なりの懸念もありまして、それで全国の自治体がどういうふう to これを導入しているか、導入してないか、そういうことも知らなかった。先ほど委員と会長とのやりとりで神戸、豊中とか箕面とかもやって、これはうまく一応いつているんでしょうかね、会長、ちょっと。
	今のところで、これはかなりこれの第三者機関による評価、第三者機関に選ばれる方も、またいろいろご苦労とか、いろいろあると思うんですけども、これがうまく機能したら、さっき委員もおっしゃった21年度の市民参加型の条例にリンクしていくと。これがうまくいけばいいなという感じで、川西市が初めてやるからと思ったけども、まあ先進例があるということで、それは今、一応うまく機能しているというような、一応状況でよろしいんですか。そのあたり、ちょっと会長にお尋ねを。
会長	必ずしもまいこといってると私も自信を持ってよう言いませんが、幸いなことに委員と寝屋川市の公募補助金の審査委員会の委員を2年かな、あれ、務めさせていただいたので、まず寝屋川の報告を委員からしていただいて、その

<p>委員</p>	<p>後、私、神戸とか豊中、箕面、この3つの事例をかいつまんで。  じゃあ、どうぞ。  うまくいっている部分も、うまくいってない部分もあると思います。  うまくいっている部分というのは、やはり審議の過程は非常に委員に負荷が大きいというか、それはきっちり審議しているということでもあるんですけども、書類審査があって、プレゼンテーションがあって、それに対するもう一回戻って合議をやって出すというプロセスで、そのプロセスそのものは非常にしっかりしたものであるというふうに言えると思います。  うまくいってないといえますか、課題の部分は、やっぱりそれをうまく使ってもらいたいというふうに思っているんですね、私たちの方は。この補助金制度をうまく使ってご自身の活動に生かしてほしいというのがあるんですけども、一つは、ある意味仕方のないところではあるんですけども、これまでは市の事業としてやっていたのが無くなって公募助成のところに応募にきましたという事業があるんですね。それは、寝屋川市さんの場合も、そのサンセット型、3年間で終わりですよという事業の部分なんですけれども、社会的に公益性があって必要なだけども、どうやっても、やっぱり自立は、これは無理だろうという事業も、やっぱりそこにはあるんですね。ただ、それは逆に、審議する委員会の方が何らかの形で、答申ですとか、上申するという形で、これは公益性もあって重要だけれども、これをサンセットで3年間で自立してくださいというのは、それは難しいということを言えるような委員会になっていくというその意味での委員会としてのタフさも必要なかなあというふうに。この間までは会長がタフな委員長としておられて、大変力強かったんですけども、そういうその審議会の側も、きちんと物を、行政の側にも物を言え、市民の側にもきちんとした使い方をというふうに言えるその中立性っていうんですかね、その部分をいかに制度としてちゃんと確立するかと。  他方で、やっぱり最終的には市長の決断あるいは議会の承認というのが必要なわけですから、その委員会のその関係っていう、委員会の位置づけというのをどうつくるかというのが一つあるなと思いましたので、サンセット型、寝屋川市さんの例から考えますと、サンセット型だけじゃなくて、単年度事業的なものがあり得るのかなあという部分もあります。  大体そんな感じでございます。  済みません。もう1点、済みません。  あと、やっぱりどうしても説明する書類書きが、非常に大きい部分があるかと思しますので、それも最低限度必要な部分は何なのかと。  でも、活動をアピールしたい団体が、どういうふうに活動をアピールするためのその自由度っていうのもあるといいと思いますので、そのあたりの仕掛けと、そういった団体さん同士の横のつながりができていくような審議のプレゼンテーションをみんなで見ていただく、分野ごと、分野に近い団体さんが見ていただいて、ほかの団体さんとの活動を見ていただくような、そういう別の仕掛けができるかなというふうに思っておりますので、そのあたりのことは可能性として指摘しておきたいと思えます。</p>
-----------	---

<p>会長</p>	<p>済みません、長くなりました。</p> <p>いえいえ。寝屋川のことをご報告いただいたんですけど、今、委員がおっしゃった3年間とか5年間のサンセットでは、これは問題だぜっていうのがね、例えば子供読書活動を応援しておられる読書会的なボランティア活動。こんなのは子供から料金を取れるわけないし、自分たちの会費だけで細々とやってるのに、それに対する助成金がなくなったら、もうその会そのものが崩壊してしまう危険性が確かにあるんですね。こういうのは、むしろその収益性とか、団体自立性ということばかりで審議していいのかと。むしろ公益性がかなり高いから、むしろ団体運営補助に切りかえてあげた方がいいんじゃないかと。事業補助、事業保障補助主義っていうのは、やっぱり限界があるねっていう。むしろ反対にこっちが思い知らされたということもあります。伝統のある団体ですし、そう簡単にはつぶれはしないと思うんですけど、やっぱりサンセット方式の事業補助っていうのは変やなあっていうのが逆に見えたものもあります。</p> <p>ということです。それから、次に言います寝屋川の場合は上限は、大きい方の補助金はたしか100万でしたっけ、200万でしたっけ。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>300万円じゃなかったですかね。</p> <p>300万円までの上限で、にぎわい補助金というのがありまして、町のにぎわい、あるいは経済活性化とか、いろんな人が集まるとか、そういう商売繁盛につながるみたいなイベントをぶち上げるっていうのは、どうぞやってくださいっていうことで、300万円を上限としての申請を認めているのがあるんです。</p> <p>それから、一般的な公益活動助成金も、確かあれ、上限100万円でしたっけね。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>上限100万円なんだけど、市民の方が非常につましくて、3万円で結構ですとか、いやいや、もう5,000円で結構なんか、一遍出てきてびっくりしたことがあります。「何でそんな5,000円が欲しいんですか」と言うたことがありますけど、結構市民はまじめに応じてこられますね。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>非常に丁寧ですね。</p> <p>ええ、丁寧です。</p> <p>ただ、審査する我々のストレスというのはすごいものがあります。何遍も何遍も書類を見ますし、協議して、最終的に意見を決めるのに、もうほぼ半日がかりが3回ぐらい続きましたね。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>そうですね。</p> <p>これが寝屋川です。</p> <p>だから、寝屋川は一般公益活動市民公益活動補助金タイプと町の活性化のにぎわいタイプの補助金とあって、しかもそれが当該年度にくださいというのと、翌年度の分をくださいというのと、2つパターンがあるんですね。だから、合計4区分です。</p> <p>それから、私が経験しますのは、神戸ですが、これはパートナーシップ活動助成金と言いまして、行政とタイアップしながら何らかの公益活動を実践した</p>

いっていった場合に出てくるんです。これも上限は100万円です。現在は、区役所にもう分権化されていますので、神戸市役所は。区レベルでおさまる公益活動については区役所側に全部予算を渡されていますので、区役所で審査をしています。

私たちのような本庁の審査会の方に回ってくるのは、区をまたがるとか、市全域にわたるような、そういう。課題別で言うたら、例えば外国人問題全般を扱いますなんていうたら、こっちの方にきます。区の活性化ですといたら、区役所の方にいきます。そういう2つのパートナーシップ活動助成金を毎年審査しています。

これも2つありまして、一般公募型と、それから総合計画に基づく今年度の集中テーマはこれですっていうのが、行政が出してきて、それに応じてくださいっていうテーマ型とあります。

去年は国際交流。それでおとし、私は、たしかおもてなしの心と言いまして、外部から来られるお客様に対して観光ボランティアとか案内ボランティアとか、あるいは震災の場所を案内する、そういう震災メモリアル何とかボランティアとかがあって、そういうのがいっぱい出てきたりしました。まあそれも方法ですね。

それから、豊中のやつは、私が委員長なんですけど、これも2つありまして、一つは市民広域活動の団体助成を、事業助成をくださいっていうフリースタイルです。これは全面的に市民から募集をしたときに手を挙げてもらって、審査をして、そして助成を決定するんですね。これも公開プレゼンテーションがあります。

それから、もう1種類ありまして、これはパートナーシップ活動助成。神戸と同じ。行政と何らかのタイアップをすることによる助成金ですけども、これもフリースタイル型と、行政が逆にテーマを各部局から募集して、今年度は例えば公園緑地課から1件、それから公害対策課1件というふうに出てきました。こういう仕事をやってくださる団体はありますかと行政側から出させて、それでオーケー、出てくる団体が、お見合いが成立したら、採択しますということです。

それと、今言ったフリースタイルは市民の側から提案するというやつですね。ただし、これは普通の団体事業助成じゃなくって、パートナーシップなので、行政とどの部分でパートナーを結び、どの部分でCo. プロダクションですね。協働して公益的公共的成果を上げるのかということを説明せんと採択されません。単に自分たちの団体が新しい公、市民主体の公共的な事業をやります、公益的事業をやりますと言うた場合は、それはパートナーシップじゃありません。一般市民公益活動助成の方に回ってくださいと。こうなります。だから、3種類あるわけですね、豊中の場合は。

箕面も今年からこのフリースタイルと、それからテーマ型とに別れたように思いますね、確か。今年か去年から。

これは、私はただの委員で時々休ませてもらってるので、ちょっと変化のスピードを追いかけていませんが、豊中とよく似ているなあと思います。

委員	<p>ですので、公募補助金というのは、もうそれぐらいにだんだんバラエティーが出てきたということです。</p> <p>それは軌道に乗っておるんですか。</p>
会長	<p>実はね、今、簡単に第三者委員会の評価と言うてもうたら、変だということを考えておったんですけど、まあそれを聞きますと、何か少しずつもうルールに、ルール化できつつあるんですね、これは。</p>
委員	<p>いや、危ない。</p>
委員	<p>いや、公開のプレゼンがあって、その書類に基づく具体的な検証をなされるわけでしょう。</p>
会長	<p>ええ、やります。</p>
委員	<p>そしたら、簡単ですけど、それあれですね、また軌道に乗るまで。</p>
会長	<p>それはね、委員会の責任もあるし、行政の責任もあると思うんですけど、正直に言いますとね、だんだんスケールが小さくなってきてるんですよ。</p>
委員	<p>新しい団体さんが次々登場していただけるという雰囲気ではないところがあるとおっしゃられると。</p>
会長	<p>そうそう。つまり、新しい団体にとったら、すごく参入障壁を感じてるんでしょうね。書類は多いし、審査は結構厳しいしというふうに印象を受けてはると思うんですね。</p>
委員	<p>だから、小額。その意味では小額で、でも、すごく簡便な、かなり比較的簡便な、ちょっと、じゃあ、この事業をやりたいので取ってみようかというような、その部分があってもいいのかなあというふうに思うんですが、</p>
会長	<p>あれ、たしか10万円だったかな。何万円だか超えたら公開プレゼンに回りますと。</p>
委員	<p>5万円です。</p>
会長	<p>5万円未満は書類審査だけ。</p>
委員	<p>だから、その書類とかが、やっぱりその書類ですね、とにかく。</p> <p>だから、あとは、多分周知するということと、制度的に応募しやすい制度をつくるっていうことが、今後の課題になってくると思うんですが。</p>
委員	<p>その予算枠はどうなんですか。</p>
会長	<p>寝屋川の場合には、たしかあれば、一番多いときで1,000万円。減ってきても、600万円から700万円はあったと思います。</p>
委員	<p>そうですか。</p>
会長	<p>その予算の範囲内で決定していきます。だから、不合格になっても、それはその団体が不的確だからとか、事業がだめだからじゃないわけです。予算の限度がきましたと。これ以上お金はなくなっちゃいましたと。それで、点数が足りません。だから、我慢してねという話です。</p>
委員	<p>事業の一部で、これはちょっと認められないよねというふうに落とすときがあります。予算で出されていただいてですね。例えば、地域で、実際の例じゃないんですけど、例えば地域でするときに、地域で何か催し物をするときに、プロの人に来てもらって、そのプロの人がやるためのステージをダウンとそろえるという、それが余りに高額なんじゃないかというときには、それには出し</p>

委員	<p>ませんよということがあります。</p> <p>まあ15年の委員会で見送られた第三者評価委員会ができるということは非常にある意味で大きな進歩ですよ。</p> <p>ただ、かえって萎縮させて、いろいろなものが出てこなくなったら困るんですけどね。</p> <p>大いにどんどん活発なものを出してもらって、そこで、公開で皆さん方の意見をね。</p>
会長	<p>ですので、願わくば委員がおっしゃっているように、願わくば市民をもっと元気づける。</p>
委員	<p>そうですね。市民を元気づける。</p>
会長	<p>公益活動をね、もっと奨励するという意味での投資と考えてね、チャレンジ型で委員会も臨む必要があると思います。むしろ減点法とかね、あら探してみたいなことをできるだけやらないで、勇気づけるような評価法でいった方がいいなというのが僕の反省ですわ。</p>
委員	<p>これは実態として公募件数は多いんですか、少ないんですか。今の話だと、中身は障壁が高くて、ちょっと少ないような気がするんですが。</p>
会長	<p>ええ。だんだん減ってきてるんです、どこの市も。それは、やっぱり書類をつくる手間が一番大きいと思いますね。</p>
委員	<p>だから、チャレンジ型補助金みたいなので、雰囲気はどんどん出して。チャレンジしてもらって。</p>
委員	<p>さっきの話を聞いてたら、NPO法人、登録申請するのに、もうへとへとになって、それと同じようなバリアをちょっと感じて。</p>
会長	<p>そうそうそうそうそう。</p>
委員	<p>そして、制度はできたのはいいんだけど、制度をクリアしようと思ったら、やっぱりそれはさっきの話では業者さんも入ってくるし、NPOも入ってくるし。かなり相手方からしたら、バーの高さが高くて、なかなか飛び越えれなくて、制度はあるけど、なかなか補助金にはあれてないというか、そういう感じもちょっとしてきまして。</p>
委員	<p>もうチャレンジで、それを乗り越えたときに、その団体は大きく成長しますよね。進化しますよね。</p>
会長	<p>そうそうそう。</p>
委員	<p>もうそれは2回3回、いろんな書類をつくって挑戦したら、もう4回目ぐらいでやめとこうって感じになるよね。</p>
委員	<p>大いに元気を出してもらってね。</p>
会長	<p>ですので、補助金の申請をなさる段階から、例えばその補助金申請をお世話する中間支援団体というのが、あるのが望ましいですよ。市民側の立場に立って、これをいろいろ教えてあげる。それが箕面のやり方なんです。箕面は市民活動支援センターが、指定管理者団体が市民活動団体に入ってまして、それが行政に持って行って、申請する前に、こう書いた方がいいよとか、これやったら通りやすいよとか、いろいろ教えてくれるんですね。それを持って市民活動課の方に行くんです。そしたら、市民活動課の方が、わかりましたと受けと</p>

	<p>めてから、これ関連する課はこれだけありますよねと。その課を呼んで、いろいろ助言させますからということで、そういう話し合いもするんですね。だから、すごい丁寧です。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、小額の部分ですと、一定のメニュー型を導入するですとか、こういう事業をやっている団体に、何年のあたりでこういうあれを出すというのはあります。で、書類のひな形があって、チェックをしたり、なるだけ簡便なやり方で出せる部分があるとか、そういう事業の立ち上げと事業の運営を区別するとか、そういったやり方があるかもしれません。交付金型を入れてみるとか。</p>
<p>会長</p>	<p>それと、豊中、箕面は別ですけど、豊中と神戸と共通している弱点は、行政側から出す、ボールを投げる事業件数がどんどん減ってきて、行政は市民との協働なんてイメージをしてへんの違うかという。それから、一部市民下請型の作業部分ばかりパートナーシップ助成で応募しないというオファーをするんですね。</p> <p>だから、行政内部に対する協働あるいは参画ってどういうことかっていうのを、内部啓発を毎年でもやっていかないと、減っていく一方です。</p> <p>特に、企画段階。事業構想段階からの参画・協働の提案というのは余り出ないんですね、行政は。決定してから、この事業はこの作業をするのにちょっと人手が欲しいから、市民に協働してって。それは、もうあんたら、あさましいよと私は怒ったことがありますけども。なぜ、もっと企画構想段階からね、もう我々、もっとノー言うてくれ、意見を言うてくれいう、もっと大ぶろしきを広げて、「さあ、こい」という感じで言えないんだと。ちっちゃいちっちゃいんですよね。</p> <p>市民側も、また反対に構えが小さくなってきて、そういう企画段階からの応募なんて、もう初めから相手にされないみたいにあきらめてしまって、すごく市民も逆に作業段階での協働というふうに持ち込んでくる傾向が出てくるので、これは物すごく行政改革と。</p>
<p>委員</p>	<p>元気な市民による活動型の助成金をどんどんねえ。</p>
<p>会長</p>	<p>そうそう。</p>
<p>委員</p>	<p>それが元気な川西づくりになってくる感じですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>そうそうそう。だから、先ほど言いましたようにチャレンジ型。</p>
<p>委員</p>	<p>チャレンジ型。元気な市民型ですね。</p>
<p>会長</p>	<p>そうそうそう。ただ、気をつけないかんのは飲み食いにかかる費用が8割ちゅうのが時々くるのよね。これは困るんです。</p>
<p>委員</p>	<p>切りがない。だから、社会にエネルギーを注入するような制度が、逆に社会のエネルギーを吸収するような制度にならないような部分が出てくるなというように思いました。で、やっぱり、なぜその補助金がどういう目的で用意をされているかということも、やっぱりちょっとPRしていかないといけないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>随分とよい議論ができたと思います。</p> <p>この行政が書いておられる川西市の補助金の現状。これは行財政改革課が書</p>

<p>委員 会長 委員 委員 会長 委員 委員 会長</p>	<p>いておられるんですけど、この中にも、「答申に基づいた3つの視点で、公益性、公平性、透明性」とあります。</p> <p>これは前にも確認したことですが、透明性については、これは説明責任をどう果たしていただくかということですよ。公正性はあんまり問題ないと思います。公益性が一番難しい。これは、ここの前回も前々回で確認したかなあと思うんですけど、いわゆる機械的に不特定多数の第三者利益というのにとらわれないで、川西的な、いわゆるローカルパブリシティといいますか、地方公共性というのにも認める立場で考えた方がええということは、意見として言いました。</p> <p>それから、もう一つ押さえておきたいなあと思いますのは、不特定多数の第三者利益論っていうのが、そのまま適用しますと危ないところは、特にソーシャルマイノリティーと言われる社会的に少数派に立たざるを得ない人々に対する人権行政であるとか、そういう公益的な施策というのは、下手をすると、特定少数の当事者のための利益になることだという予断と偏見にさらされやすい。これは少し違うんですよということは、ちょっとここで念を押しておきたいと思います。</p> <p>つまり、そういう人たちに対する施策は、結果的に社会の多様性と、それから民主制を担保する全員の利益になるんだということをもっともっと、やっぱり行政としても説明する必要性があるんじゃないかなと。それを第一次方程式みたいに不特定多数の第三者利益論でもって、ブルトナーみたいに押しつぶしてはいけないということは、もう一遍指摘しておきたいとともに、市民の側も、自分たちのやっている仕事はどういう社会的利益をもたらすのかということの説明するのをもっと上手になってほしいと。それを行政はもっとアドバイスをしてあげたらどうでしょうね。</p> <p>よくあるのは、私らはええことをやってるんです。だから、そのええことをやって何の効果があるのって、何であんたから、そんな失礼なことを言われなあかんのというけんかになることがあるんですね。これ、物すごい不毛の議論なんです。そこをうまいこと説明できるように、もうちょっとアドバイスをしてあげてほしいんですね。そういう申請段階での助言、相談、コーチ、トレーニングというのをね、もっと重視してはどうかと思います。そういう意味では、この申請書の書き方。特に補助事業等の目的及び内容と効果の書き方の手引書みたいなのがあってもええん違いますかね。</p> <p>これ、いかにプレゼンするかということですね。</p> <p>ええ。</p> <p>ひな形とか。</p> <p>効果が一番書きにくいん違いますか。</p> <p>書きにくいですね。</p> <p>どう書いたら、行政に効くかわからないんです。</p> <p>実際にどんなことを書かれておられるかって、ちょっと気になりますねというふうに思いました。</p> <p>効果っていうのは、もうね。書いて字のごとく、効き目と結果ですわ。</p>
--	---

<p>委員 会長</p>	<p>大体数値があらわれるのは、どう書くかということになりますよね。</p> <p>そうですそうです。だから、予想効果でもいいんですけどね。ある価値観に基づいて、どういう社会的変化を達成したかが効果ですから、エフェクトですから、エフェクティブネスですからね、有効性っていうのは。</p> <p>だから、例えば犯罪が発生。発生が、抑制することが期待できるとか、子供たちの交通事故に遭う率が下がるっていうことが期待できるとか、そういうことを言えばいいんですよ。そこの手前のところでいいことをやってるんです、で終わって。</p> <p>これ、寝屋川でも困りましたね。いや、だからどうなんですかって怒られるんです、こっちが。「何て失礼なことを言うんですか」言うて。</p> <p>これは何とかくださいたい。それは、やっぱりこの書類の中で、もう少しガイドラインというか、書き方準則みたいなものを用意していただいたらどうでしょう。</p> <p>いや、たとえ少数者の利益になることであっても、社会全体の利益になるんだという説明ができるようにしてあげてほしいということですね。自家撞着に陥るっていうことはよくありますので、正義の味方っていうのは、大概そういう病気を背負うんですね。</p> <p>これ、ジョンズ・ホプキンスのあれにもありますね。3つのマイナスというやつに。ええことをしてるんですけどっていう偏狭主義っていうやつと、それから言うことを聞かへんかったら、すぐに相手の意見をはねつけるっていうパティキュラリズムというやつですね。そこをクリアできるような何か指導窓口が欲しいですね。</p> <p>それでは、所定の時間にだんだん近づいてまいりました。</p> <p>補助金のあり方については、ある程度今の議論でキーワードが出たと思います。</p> <p>それでは、3番のその他。何かございますか。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>済みません。今後の、2番にもかかわることなんですけども、今後の補助金の方向性について、一回実際に確認させていただきたいんですけども、例えば今回、2番のところですね。ある補助事業について、地域に新しい団体をつくってくれというようなことが事業補助ということであれば、それは基本的には余り必須ではないということを原則として確認していただきたいと思うんです。</p> <p>といいますのは、その事業補助であれば、その新しい団体をつくり続けていかなきゃいけないということはないと思いますし、事業補助であれば、本質的にはその事業をやる団体があればいいのであって、それが新しく地域に団体を作ったり、それをするための別の組織立てや新しい部会を必ず名前を冠して作らなければいけないということではないと思うんです。ということを一。補助金の事業ごとに新しい団体を、新しい部会をつくるのではないという原則を確認していただきたいなというふうに思います。</p> <p>それは大丈夫だと思いますね。うんとうなずいてはりますから、大丈夫です</p>
<p>会長</p>	<p>それは大丈夫だと思いますね。うんとうなずいてはりますから、大丈夫です</p>

委員	<p>ね。「ほんまかいな」言うて、隣でまた。どっち。大丈夫。</p> <p>難しいのは国とか県から何かまたおりてきたときについていうのがあるかと思うんです。川西市としては、その事業委託が基本であって、それに合わせた組織立てを地域につくれと言わないということを確認していただいた方が、今後のためにはいいんじゃないかなと。</p>
会長	<p>もうむしろ、これ以上組織をつくるだけのね、ストレスを与えるだけの耐久力はなくなっていると思いますよ、地域社会に。</p>
委員	<p>これ以上、もう組織をつくったら、もうアウト違いますか。</p> <p>なので、その統合の方に考えていかれる。統合というか、そういったところに考える。</p>
会長	<p>融合。</p>
委員	<p>融合。はい。済みません。それだけ気になりましたので。</p>
会長	<p>いえいえ。ちゃちゃを入れたんと違うん。言葉のイメージで。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員	<p>融合ですね。</p>
委員	<p>あ、そうですね。</p>
委員	<p>緩やかな融合。</p>
会長	<p>そうそうそうそう。解け合っていたかく。</p>
委員	<p>連携融合。</p>
委員	<p>連携ですか。つながるね。</p>
会長	<p>済みません。</p>
	<p>それでは、確認いたします。</p>
	<p>今のことと、それから第三者評価というのは、公募制補助金とセットで実施する。第三者評価に関する議論は、今ちょっと一部もう入り込みました。この議論は、今後も続けていきたいと思います。</p>
	<p>それから、非公募型補助金の評価は、まず行政内部で評価をしていただく。公募制補助金の実施する段階で非公募制補助金の評価も、その中でもう一遍検討して、移行するかどうか決断をするということにさせていただきます。</p>
	<p>それから、次回の審議会ですが、9月1日の月曜日、午後6時半。庁議室、ここですよ。で行います。</p>
	<p>今のところ、今後のスケジュールが9月1日と22日になってるんですけども、1日に今日の続きを審議して、一定のガイドラインといいますか、結論を出していただくと。22日に、答申案を審議していただくということだったので、これ、ちょっと回数が1回分余分にちょっと必要な状況かなあと、作業工程上思われますので、答申は10月にずれ込むようなことになると思います。</p>
	<p>ですので、もう一回分増えていいでしょうか。</p>
	<p>じゃあ、10月上旬にということで、それでは事務局さんには10月のスケジュール調整をお願いできますか。</p>
	<p>それでは、そのことで10月上旬に最終をやって、答申案を固めるということで、よろしくをお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、事務局さんにお返ししますが、何かご連絡事項、あるいはこちらに対してお問い合わせくださることというようなことはありますか。</p> <p>済みません。そしたら、10月の予定なんですけど、できれば10月6日。これが22日から約2週間としますと、10月6日の月曜日になります。この日でお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員	時間は6時半ですね。
事務局	はい。
委員	結構です、僕は。
委員	済みません。私がちょっと。
会長	申しわけありません。関東の方におりますので。
事務局	このときは、もう最終答申案は固まってるよね。
会長	恐らく最後の答申になるかと思えます。
事務局	答申ですね。
会長	市長への答申です。
事務局	市長への。
会長	はい。
事務局	とすると、この答申案を固めるまでに委員の意見を聞く時間はありますよね。
会長	はい。
委員	そしたら。
会長	はい。じゃあ。
委員	セレモニーでいい。
委員	はい。もしそれでよろしいようであれば、恐縮ですけれども、欠席とさせていただきます。
会長	それでいいですか。
委員	はい。
会長	他の方はいかがでしょう。大丈夫ですか。
委員	結構です。
委員	はい。
会長	ありがとうございました。
傍聴者	傍聴の方、お聞きいただいていると思いますが、どなたでもご感想など、ご意見などございましたら、どうぞ一言二言どうぞ。
会長	よかったら、会報を出しています。それ、よろしいですか。
傍聴者	どうぞどうぞ。
会長	補助金のことについて、これ、前回の分なんですけども。
傍聴者	ああ、そうですか。
委員	次の号をすぐに刷る予定です。
傍聴者	何かおっしゃりたいことがあれば、ぜひ。
傍聴者	いいえ。大体私たちは。
会長	よろしいですか。
傍聴者	はい、どうぞ。
傍聴者	自由意見を書いている団体ですね。これの区別が、できたら区別しなくて、

<p>会長 委員</p>	<p>書いてもらったが一番いいかなと思います。だから、さっきコミュニティが、この意見はコミュニティ。こういうふうな書き方があればいいかなと思います。なるほどね。</p>
<p>傍聴者</p>	<p>多分。回答している団体は特定されてしまう。数がそんなに多くないと、特定されてしまうところもあるかなと。おっしゃられていることは、本当にそのとおりだと思うんですけども、その部分はちょっとですね。</p>
<p>委員</p>	<p>すごく皆さん評価が高いんですけど、私はちょっと少ない。自分が本当に真剣に書いてくださっている団体は少ないのかなという気がします。</p>
<p>傍聴者</p>	<p>何か印象に残ったような回答とかありますか。ご自身の思いに近いような回答とかはおありですか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>ここに書いているジョイフル・フレンド・クラブは、一たんもう廃止というふうになっていたものが、復活して、これが統合っていうふうなのは、争点かなっていうことですね。デザインひろばの分は、本当にまだスタートして間がなくって、やっと軌道に乗りかかっているときなので、ちょっと統合というのは早いかなと気がします。</p> <p>済みません。勝手に構わず。</p> <p>ですから、ソフトランディング。無理やり統合せえ言うてるわけじゃないので、それも任意選択できるようなルールでいきましょうということです。</p> <p>じゃあ、きょうは、長時間ご苦労さまでございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、終えさせていただきます。</p>